

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるときは、そ
の翌日)

◇ 告 示

目 次

◇ 選管告示

- 昭和四十七年度鳥取県一般会計補正予算(二件)
- 昭和二十七年四月鳥取県告示第百八十一号の一部改正
- 鳥取県水産業経営調査要綱
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 昭和四十七年十一月鳥取県告示第九百五十六号の一部改正
- 飼料の分析検査の概要
- 土地改良事業計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定(二件)
- 土地改良事業の認可(八件)
- 土地の立入りの通知の受理
- 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(三件)
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件)
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
- 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第二十三号

昭和四十七年十二月定例県議会で十二月二十日議決された昭和四十七年度鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十八年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和47年度鳥取県一般会計補正予算

昭和47年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ990,076千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71,949,254千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 地方交付税		21,714,524	77,273	21,791,797
	1 地方交付税	21,714,524	77,273	21,791,797
5 分担金及び金		1,866,941	2,517	1,869,458
	2 負担金	1,082,294	2,517	1,084,811
6 使用料及び料		722,786	1,448	724,234
	2 手数料	233,056	1,448	234,504
7 国庫支出金		25,520,691	142,227	25,662,918
	1 国庫負担金	7,740,637	52,129	7,792,766
	2 国庫補助金	17,571,823	67,466	17,639,289
	3 委託金	208,231	22,632	230,863
12 諸収入		5,803,518	1,611	5,805,129
	5 受託事業収入	259,905	922	260,827
	7 雑収入	213,773	689	214,462
13 県債		5,420,900	765,000	6,185,900

歳入		合計	債	計
1 県	債	5,420,900	765,000	6,185,900
歳入	合計	70,959,178	990,076	71,949,254

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		3,397,415	47,395	3,444,810
	1 総務管理費	2,078,177	19,184	2,997,361
	2 企画費	423,514	20,211	443,725
3 民生費		23,486	8,000	31,486
	6 防災費	23,486	8,000	31,486
	1 社会福祉費	1,675,543	1,709	1,677,252
4 衛生費		1,728,036	4,179	1,732,215
	2 児童福祉費	1,728,036	4,179	1,732,215
	3 生活保護費	1,155,085	66,199	1,221,284
4 衛生費		2,746,748	5,184	2,751,932
	1 公衆衛生費	1,070,140	522	1,070,662
	2 環境衛生費	174,079	3,362	177,441
3 保健所費		532,696	1,300	533,996
	3 保健所費	532,696	1,300	533,996

5 勞働費	1 勞政費	454,136	7,191	461,327
	2 失業対策費	106,660	1,900	108,560
	3 失業対策費	112,313	5,291	117,604
6 農林水産業費	1 農業費	12,830,353	79,008	12,909,361
	2 畜産業費	3,721,428	71,613	3,793,041
	3 畜産業費	735,242	△ 658	734,584
	4 農地費	5,119,326	3,809	5,123,135
8 土木費	1 林業費	2,452,799	4,244	2,457,043
	2 河川海岸費	19,348,607	588,773	19,937,380
	3 港灣費	4,693,114	1,114	4,694,228
	4 都市計画費	1,005,402	569	1,005,971
10 教育費	1 住宅費	4,057,495	586,374	4,643,869
	2 教育総務費	782,448	716	783,164
	3 高等学校費	16,068,918	189,164	16,258,082
4 高等学校費	1 教育総務費	1,110,518	851	1,111,369
	2 高等学校費	4,621,990	185,283	4,807,273

第2表 債務負担行為補正

1 追加

歳 出 合 計	11 災害復旧費		1,773,138	1,274	1,774,412
	2 土木施設災害復旧費	7 保健体育費			
625,565	1,043,789	136,827	1,274	250	627,165
544,485	1,274	137,077	1,274	250	545,665
70,959,178	1,045,033	137,077	1,274	250	71,949,254

事 項	期 間	限 度	額
県道上井北条線交通安全施設(小田橋歩道添架)工事	昭和47年度から昭和48年度まで		59,200 千円
県道名和船上山線道路改良(立 体 差 工)工事	昭和47年度から昭和48年度まで		25,074
上灘土地区画整理事業に伴う公共施設(一般国道179号)管理者負担金	昭和47年度から昭和50年度まで		430,000
上灘土地区画整理事業に伴う公共施設(一般河川絵下谷川)管理者負担金	昭和47年度から昭和51年度まで		230,000
海岸防修築事業費	昭和47年度から昭和48年度まで		45,000
公園事業用地購入	昭和47年度から昭和51年度まで		156,096

並びに財団法人鳥取県開発公社が用地及びこの用地取得のために借り入れた資金に對する利子相当額との合計

県立米子高等学校整地費	昭和47年度から昭和48年度まで	93,861
-------------	------------------	--------

2 変更

補正前	補正後	補正前		補正後	
		事項	期間	事項	期間
昭和47年度保母修学資金貸付金	昭和47年度から昭和48年度まで	1,440千円	昭和47年度から昭和48年度まで	2,400千円	
一般国道180号道路改良(明地トソネル)工事	昭和47年度から昭和48年度まで	390,000	昭和47年度から昭和48年度まで	465,390	

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	利率	限度額	利率
農産関係試験費	40,000千円	%	80,000千円	%
公園費	300,000		867,000	
高等学校施設整備費	185,000		343,000	
計	5,520,900		6,285,900	

鳥取県告示第二十四号

昭和四十七年十一月二十日専決処分した昭和四十七年度鳥取県一般会計補正予算(第一)次のとおりとする。

昭四十七年十一月二十日

鳥取県知事 田 嶋 一 郎

昭和47年度鳥取県一般会計補正予算

昭和47年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64,237千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,959,178千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	千円	千円	千円	
7 国庫支出金		25,456,454	64,237	25,520,691		
	3 委託金	143,994	64,237	208,231		
歳入	合計	70,894,941	64,237	70,959,178		

歳 出

款	項	修正前の額	修正額	計
2 総務費		千円 3,338,178	千円 64,237	千円 3,397,415
	5 選挙費	15,110	64,237	79,347
歳出合計		70,894,941	64,237	70,959,178

鳥取県告示第二十五号

昭和二十七年四月鳥取県告示第百八十一号(学校法人及び私立学校法第六十四条第四項の法人の行なうことのできる収益事業の種類について)の一部を次のように改正する。

昭和四十八年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「十四 映画業

映画館

「十四 映画業(映画館)」を 十五 不動産賃貸業

貸事務所業(事務所又は店舗)

十六 駐車場業

に改める。

店舗併用住宅を除く。)の賃貸)

鳥取県告示第二十六号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき、鳥取県水産業経営調査を次の要綱により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和四十八年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県水産業経営調査要綱

一 調査の目的

この調査は、本県における内水面漁業及び内水面養殖業を営む事業所の経営の実態を把握し、県民所得推計の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の範囲

この調査は、内水面漁業を営む者が組織する漁業協同組合及び内水面養殖業経営体について行なう。

三 調査事項

この調査は、次の事項について行なう。

- 1 事業所の名称
 - 2 事業所の所在地
 - 3 組合員数又は従業者数
 - 4 事業内容
- (一) 年間総漁獲高
- (二) 年間総販売量及び販売金額
- (三) 年間総費用

(四) 年間設備投資額

四 調査の対象となる期間

毎年一月一日から十二月三十一日までの一年間とする。

五 調査の時期

調査の対象となる期間の属する年の翌年一月二十日から同年二月末日までの間に行なう。

六 調査の方法

この調査は、知事が別に定める調査票により聞取調査及び郵送調査の方法で行なう。

七 調査票の提出期限及び提出先

この調査の調査票は、毎年二月末日までに知事に提出する。

鳥取県告示第二十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
伊藤 歯科医院	鳥取市栄町四〇一番地 本通ビル三階	全国	昭和四十七年 十一月十五日

岸田 歯科医院

倉吉市東町三五の一

〃

〃

大山町国民健康保険
大山寺診療所

西伯郡大山町大山
字上野原一四五の三

〃

〃
十二月二十七日

細田 医院

〃 西伯町法勝寺
三九八

〃

〃
十五日

鳥取県告示第二十八号

昭和四十七年十一月鳥取県告示第九百五十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十八年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「山口県豊浦郡豊田町」を

「山口県豊浦郡豊田町
岡山県笠岡市」

に改める。

鳥取県告示第二十九号

飼料の品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月に収去した飼料の分析検査の概要を同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録飼料

製造事業場の所在地および名称 飼料の名称	登録番号	検査結果				収去年月日その他特記すべき事項
		粗たん 白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
尼崎市西高州町27 日本農産工業株式会社尼崎工場 ノーサン印ゾロイラー肥育後期用完全配合飼料 ゾロード	72TF第89号	17.0 17.5	4.0 4.8	5.5 3.6	9.0 4.3	昭和47年10月12日 米子市米原665の7 塩治繁商店
下関市東大和町2丁目10番3号 林兼産業株式会社 下関工場 まるは印幼すう育成用完全配合飼料 チック前期 まるは印大すう育成用完全配合飼料 チック後期	69TA第4号 69TC第25号	20.0 20.7	3.0 3.8	5.0 2.4	8.0 5.9	昭和47年10月12日, 境港市元町1825 三代肥糧店
姫路市飾磨区細江字浜乃才1290 アミノ飼料工業株式会社姫路工場 味えき完全配合飼料 若肉鶏ゾロイラー用 味えき完全配合飼料 専用種ゾロイラーチック	71TF第20号 71TE第6号	16.5 17.4	3.0 3.7	4.5 3.5	7.0 5.4	昭和47年10月27日 米子市中島385-2 鳥取県西部米穀卸協同組合
境港市外江町3743の1 山陰くみあい飼料株式会社 くみあい標準配合飼料 中雛用1号	第5555号	17.0 19.3	3.0 3.0	5.0 3.5	8.0 7.0	昭和47年10月27日 米子市昭和町10番地 鳥取県緑済農業協同組合連合会 米子支所
尼崎市西高州町27						昭和47年10月11日

日本農産工業株式会社尼崎工場 ノーマン印成種豚飼育用完全配合飼料 種豚用E	72BD第16号	14.0 14.1	2.0 2.5	8.0 5.6	10.0 6.3	倉吉市上井320-28 (有)朝倉本店
ノーマン印子豚育成用完全配合飼料 子豚用E	72BB第29号	17.0 17.4	2.0 2.8	6.5 3.6	8.0 5.4	
呉市築地町2-44 クレマツ株式会社 クレマツ印完全配合飼料 幼雛用	71TA第7号	20.0 21.0	3.0 3.5	5.0 2.9	8.0 5.8	昭和47年10月11日 倉吉市蔵城237の4 クレマツ株式会社 倉吉営業所
クレマツ印完全配合飼料 中雛用	70TB第37号	17.0 17.7	2.5 3.6	6.0 3.7	8.0 5.5	
クレマツ印完全配合飼料 大雛用	70TC第55号	14.0 14.4	2.5 3.1	6.0 3.3	10.0 7.6	昭和47年10月11日 東伯郡東伯町大字保 大山乳業農業協同組合
クレマツ印完全配合飼料 ニコニコマツシユ	71TD第111号	16.0 16.1	3.0 3.6	6.0 2.6	12.5 10.9	
クレマツ印完全配合飼料 種豚用	第6103号	16.0 17.0	1.5 2.7	8.0 6.3	10.0 6.6	
小野市泰田町字沖中曾根398の2 全国酪農業協同組合連合会関西飼料工場、 乳牛用完全配合飼料全酪1号	第5408号	13.0 13.8	2.0 2.7	10.0 6.3	10.0 7.9	昭和47年10月12日 米子市蚊屋強調 山陰食糧飼料中継基地
名古屋市港区一洲町86番地の1 河田飼料株式会社名古屋工場 マルカ印ゾロイラー肥育後期用完全配合飼料 ハイゾロイラーF	71TF第2号	18.0 19.0	5.0 5.7	3.0 2.2	7.0 4.2	

マルカ印プロライナー肥育前期用完全配合飼料 ハイプロライナーS	71TE第2号	22.0 28.2	4.5 6.1	3.0 2.8	7.0 5.3	昭和47年10月12日 米子市米原665の7 塩冶繁商店
尾崎市西高州町27 日本農産工業株式会社尾崎工場 ノーサン印プロライナー肥育前期用完全配合飼料 ジョイスター	72TE第29号	22.0 28.7	4.0 4.9	5.0 2.3	7.0 5.0	
ノーサン印子豚育成用完全配合飼料 子豚用E	72BB第2号	17.0 17.1	2.0 3.1	6.5 3.8	8.0 4.9	昭和47年10月27日 米子市昭和町10番地 鳥取県経済農業協同組合連合会 米子支所
ノーサン印成鶏飼育用完全配合飼料 リード	72TD第244号	16.0 16.6	2.0 2.9	6.0 3.0	12.5 10.8	
ノーサン印子豚育成用完全配合飼料 子豚用E	72BB第29号	17.0 18.1	2.0 2.5	6.5 3.7	8.0 5.2	
境港市外江町3743の1 山陰くみあい飼料株式会社 くみあい標準配合飼料 成鶏用エッグマツジュ16	72TD第88号	16.0 17.0	3.5 4.3	5.0 2.4	12.5 10.8	

〔備考〕 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し、「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析外については「以上」をライツシュリユル吸着飼料については「以下」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非 登 録 飼 料

製造事業場の所在地および名称	飼料の名称	表示区分	検査結果				収去年月日その他特記すべき事項
			粗たん白	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
尼崎市西高州町26 日本農産工業株式会社尼崎工場	ノーサン印ニューコロケット(子豚用人工乳) S.B.	表	19.0	3.5	4.5	7.0	昭和47年10月11日 倉吉市上井320-28 (有)朝倉本店
			19.3	4.0	2.0	3.9	
	二種混合飼料 荒目		11.3	5.6	1.8	3.0	
	ノーサン印完全配合飼料 肉牛肥育用ビーフエース	表	12.0	1.5	12.0	12.0	
			12.6	2.6	5.3	5.9	
呉市築地町2-44	クレマツツ株式会社						昭和47年10月11日 倉吉市巖城237の4
	クレマツツ印混合飼料 竹号		9.3	4.2	1.6	1.5	クレマツツ株式会社 倉吉営業所
神戸市長田区駒ヶ林南町1番地102号 日本配合飼料株式会社神戸工場	乳牛用 大山8レット	表	17.0	1.5	12.5	10.0	昭和47年10月11日 東伯郡東伯町大字保 大山乳業農業協同組合
			17.4	2.4	9.0	7.7	
四日市市富田3-7-25	株式会社 内外製粉						昭和47年10月11日 東伯郡東伯町大字保 大山乳業農業協同組合
	製 粉		14.8	3.5	5.4	3.4	
北九州市若松区北浜1丁目8番地1号 日華油脂株式会社若松工場			46.6	1.0	4.9	5.9	昭和47年10月11日 東伯郡東伯町大字保 大山乳業農業協同組合

鳥取県告示第三十一号

昭和四十七年十月十八日付で会見町長から申請のあつた土地改良(朝金地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十七号)による改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十八年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年一月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十二号

昭和四十七年十二月十二日付で倉吉市長から申請のあつた土地改良(井手畑地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年一月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十三号

羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(長瀬地区かんがい排水及びこれにあわせ行なう農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月九日認可したので、土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十七号)による改正前の土地改良法第四十八条第八項の規定の例により告示する。

昭和四十八年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三十四号

三朝町長から申請のあつた町営土地改良(小河内地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三十五号

三朝町長から申請のあつた町営土地改良(本泉地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三十六号

三朝町長から申請のあつた町営土地改良(大瀬地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三十七号

赤碕町長から申請のあつた町営土地改良(松ヶ丘地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三十八号

大栄町長から申請のあつた町営土地改良(西穂波地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三十九号

米子市長から申請のあつた市営土地改良(夜見地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十号

郡家町長から申請のあつた町営土地改良(麻生地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

建設大臣

二 事業の種類

一般国道九号改築工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

気高郡気高町大字宝木字新町、字東六畝田、字西六畝田、字馬立上、字下河原、字和田新町及び字母木地内、大字下坂本地内、大字日光字小池地内並びに大字浜村字新坂、字東浜、字西浜、字短尾及び字尾敷地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十八年一月十二日から昭和四十八年三月三十日まで

鳥取県告示第四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画火葬場の図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十三号

都市計画法都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画ごみ焼却場の図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画ごみ処理場の図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、気高町から気高都市計画道路の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画道路の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき、末恒団地第二土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

昭和四十七年九月十九日から昭和四十九年三月三十一日まで

三 施行地区

変更前
鳥取市三津字鳥打場ノ二、字東澤、字入江及び字山崎の各一部

変 更 後	変 更 前
第一工区	鳥取市三津字鳥打場ノ二、字東澤、字入江及び字山崎の各一部
第二工区	鳥取市三津字入江、字番屋敷及び字山崎並びに伏野字焼山ノ一、字塚松ノ上及び字中ノ茶屋裏の各一部

四 土地区画整理事業の名称

末恒団地第二土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和四十七年九月十四日

六 変更認可の年月日

昭和四十八年一月八日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

昭和四十八年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十八年一月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十八年一月十六日 午前十二時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 新成人研修会の開催について

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】